

## 生徒利用規約

株式会社Japan Club Unityは、運営する「オンラインよみかきそろばんくらぶ」(以下、「当教室」という)上で提供するオンラインよみかきそろばんサービス(以下、「当サービス」という)の体験受講者含む利用者(以下、「会員」という。)が当サービスを利用することに関して以下の利用規約(以下、「当利用規約」という)を定めます。さらに会員のうち体験受講者は、体験会員と定めます。

会員は、当利用規約および当教室が別途定めるプライバシーポリシー(以下、「プライバシーポリシー」という)を熟読しなければなりません。なお、会員は、当利用規約のすべての条項に同意したうえで当サービスへの登録申し込み、お支払いを行うものとします。

### 第1条(当利用規約の範囲)

1. 当利用規約の適用の範囲は、当教室のウェブサイト(以下、「当サイト」という)やサービスに加え、当教室が提供するアプリケーションおよび電子メール等を介して当教室が会員に対して発信する情報も含まれます。
2. 当教室会員間において当利用規約とは別に個別の定め(以下、「個別契約」という)がある場合は、個別契約の規定が優先するものとします。ただし、プライバシーポリシーについては、この限りではありません。

### 第2条(会員の登録)

1. 会員は、当教室が定める手段にて当サービスを利用するために必要な情報(以下、「会員情報」といいます)を登録するものとします。  
入会申し込み時の記載内容を会員情報としますが、その後記載情報に変更がある場合、会員システム上の登録情報を優先します。
2. 会員は、会員情報の登録にあたり、下記の事項を確認し、同意した場合に得られる資格となります。
  - (1) 会員の通信環境が当サービスの利用に支障がないこと
  - (2) 会員が未成年の場合、親権者等法定代理人の同意を得ること
  - (3) 当サービスのお稽古は、当教室の雇用者だけではなく、当教室が提携する事業者、当教室の提携先の従業員、個人事業者が担当すること
  - (4) 会員に対して当サービスに関する電子メールによる通知、広告、アンケート等を実施することができること
  - (5) 当教室の本部事務局による対応の品質向上等のため、当教室が会員の問い合わせ内容等を記録、録音、録画、保管できること
  - (6) お稽古の品質向上等のため、当教室が会員のお稽古の録音・録画・撮影等を行い、当教室、当教室運営会社の子会社及び当教室の提携先が当該録音・録画・静止画・チャットの履歴等のお稽古の記録を監視及び保管、利用できること
3. 会員が下記に定める事由に該当する場合、当教室は、当該登録申込を拒否することができる。また、登録がすでに完了した場合でも、当該登録を抹消することができます。
  - (1) 実在しない場合
  - (2) 複数の登録を行おうとした場合、または行った場合
  - (3) 登録の際、虚偽、誤記または記入漏れをした場合
  - (4) 過去に当教室により登録を抹消されている場合
  - (5) 会員が指定したクレジットカードが存在しないまたは利用停止中である場合
  - (6) 会員が過去に代金の支払いを怠っていた場合
  - (7) 会員が未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人の何れかであり、登録の際に保護者、法定後見人等の同意を得ていない場合
  - (8) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員の場合、またはその虞れがある場合
  - (9) 第4条に違反した場合
  - (10) 当教室のノウハウやその他情報を取得することを目的とした場合
  - (11) 他の会員に不利益となる場合
  - (12) 当教室の業務に一定の負担、遅延を与える場合、または、予想される場合
  - (13) その他、当サービスの利用者として不適当であると当教室が判断する場合
4. 会員情報は、会員が厳重に管理しなければなりません。当教室は、当教室が用意するシステムログイン時に入力されたログイン情報と登録されたものとの一致をもって当サービスの利用が会員本人によるものであるとみなすことができます。

5. 会員は、会員権を第三者に使用させてはなりません。また、第三者への譲渡、貸与等も行ってはなりません。
6. 会員は、会員情報を失念した場合、または第三者に不正に使用されている疑いがある場合、当教室に対して、速やかに連絡を行い、指示等に従わなければなりません。なお、会員は、同連絡等を遅滞したことにより生じるすべての責任を負うものとします。

### 第3条(会員情報の変更)

会員は、自身の会員情報に変更の必要性が生じた場合、当教室が定める手段によって遅滞なく会員情報の変更手続きをするものとします。なお、当教室は、会員が同変更手続きを遅滞したことにより損害等を被った場合でも、同損害に対して、一切責任を負わないものとします。

例えば、会員が当教室へ住所変更を伝えていないことによる不着については、会員に責任があるものとします。再送に関する実費も負うことになります。

### 第4条(禁止行為)

1. 会員は、当サービスの利用に際して、以下に定める行為を行ってはなりません。
  - (1) 会員が当サービスを利用する権利又は会員権を他者に譲渡、使用、売買、名義変更、質権の設定、担保に供すること
  - (2) 当教室の名誉、信用、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権、プライバシーを侵害すること
  - (3) お稽古の様子を講師、その他会員等含め、撮影、録画、録音すること
  - (4) 違法行為、公序良俗に反する行為
  - (5) 当サービスの運営を妨げる行為
  - (6) 当サービスを営業行為、営利目的およびその準備に利用する行為
  - (7) 当サービスの他の利用者・講師らに違法行為を勧誘または助長する行為
  - (8) 当サービスの他の利用者・講師らが経済的・精神的損害、不利益を被る行為
  - (9) 犯罪行為および犯罪行為に結びつく行為。
  - (10) 講師や他の会員らへの嫌がらせや、迷惑行為などお稽古およびチャットの進行を妨げる等のハラスメント行為
  - (11) 講師らの雇用条件やコールセンターの場所、インターネット回線など当教室の一般的に開示していない機密情報を詮索する行為
  - (12) 講師や他の会員らに対してイベント、宗教、政治結社、マルチ商法等の勧誘をする行為
  - (13) 当サービスを通じて電子メールの送受信を含め、オンライン、オフラインを問わず、会員本人または、その代理人が講師や他の利用者らと個人的に接触しようとする行為
  - (14) 講師らに当教室の競合たりうるサービス・企業での勤務を勧誘する行為
  - (15) 当教室の本部事務局スタッフおよび講師への暴言・脅迫行為、または本部事務局業務の進行を妨げる行為(音声通話、ビデオ通話等により長時間拘束する行為、電子メールや問い合わせフォームへの連投や送信数が多い場合を含む)
  - (16) 別途費用が発生していない範囲内で30日以内にプラン1あたり、1人4回以上固定枠の変更申請をする行為
  - (17) 一つの会員を複数のユーザーで利用する行為
  - (18) その他、当教室が不相当と判断する行為
2. 受講内での会員、そのご家族の行いによっては、他の会員への影響を考慮してやむを得ず退会していただく場合がございます。本項目前項の一部を具体的に表記したものです。

※基本的に注意・警告の段階を経ても直らない場合、会員登録抹消となります。あまりにルール違反が顕著な場合、即時会員登録抹消する場合があります。

  - (1) 他人に迷惑をかける行為、私語が多い、奇声を発する、声大きい、出歩く、受講中に他の事をする、誹謗中傷、いじめ、暴言等
  - (2) 授業に不適切なものを手元に持ってくる(刃物、ゲーム、マンガ、タバコ、酒など)
  - (3) 風紀を乱す身だしなみ(明らかに派手な染髪、奇抜な髪形や服装、華美なピアスなどの装飾品など)
  - (4) 受講の関係者以外の人間を許可なく画面に表示、あるいは音声を発する行為、家庭内の音声で迷惑をかける行為
  - (5) 意欲が著しく低下した状態が続く、まったく稽古に手を付けなくなった、悪口が極端に多くなった、自分は辞めるという言葉が多いなどの発言。

- (6) 講師あるいは本部スタッフ、ホスト、サポーターの指示や注意を聞かない
  - (7) 教室では責任を負えなくなる行為、突然いなくなる、画面外に出て行ってしまう等
  - (8) 授業に講師の許可なく生徒以外の者が補助をする、声を発する、生徒の成長の阻害等
3. 当教室は、下記の場合、入室許可ができません。あるいは、講師や当教室により退室(待機室へ移動)していただきます。

- (1) 表示名が登録生徒氏名以外の場合
  - (2) 画面の映らないカメラの入室が確認できたとき
  - (3) 同室かつ複数端末において、オーディオを許可していることによる共鳴(ハウリング)が確認できたとき
  - (4) 特訓枠あるいは、検定枠において、1会員で複数の端末で入室している場合
  - (5) 指導枠において、1会員で3端末以上入室している場合
  - (6) 指導枠(グループ個別コース、セミ個別コース)、特訓枠、検定枠において、会員生徒以外の音声や映り込みがある場合
  - (7) その他講師や当教室により、受講(あるいは受検)が困難であると判断した場合
4. 会員は、1.、2.、3. に違反する行為に起因して当教室または第三者に損害が生じた場合、当サービスからの会員抹消後であっても、すべての法的責任を負うものとし、いかなる場合も当教室を免責するものとします。ただし、当教室の責任による場合は、この限りではありません。

### 第5条(罰則規定)

1. 当教室は、会員が下記のいずれかに該当した場合、会員に対して、会員抹消の処分を行うことができます。
- (1) 会員が第4条に定める禁止行為を行った場合
  - (2) 会員が当利用規約の各規定に違反した場合
  - (3) 会員が利用料金の支払を遅滞または怠った場合
  - (4) 会員が当サービスの利用に際し、当教室からの重大な指示等に従わなかった場合
  - (5) 会員が当教室にとって負担となる行為や迷惑となる行為を繰り返す場合
- ※例えば、会員が電子メールや電話を当教室へ毎週以上の頻度で送信する場合
- (6) その他の事由で当教室が会員による当サービスの利用を不適切と判断した場合
2. 会員は、前項に違反する行為に起因して当教室または第三者に損害が生じた場合、当サービスからの会員抹消後であっても、すべての法的責任を負うものとし、いかなる場合も当教室を免責するものとします。

### 第6条(連絡)

1. 当教室は、双方の記録が残りやすいことから連絡手段を電子メールにしています。  
電話について、当教室は一旦受付した上で、主に電子メールで行い、電話で折り返すこともあります。  
会員による当教室への電話連絡に対する返信について、当教室は会員に電子メールで行うことによって責務を果たしたものとします。  
また、おけいこログ内のメッセージ機能によりお知らせしたことについて、会員が認識していなかった場合の不利益について、当教室は免責されます。  
なお、サービス利用に弊害のないご質問、サービス改変の要望、入会前に会員に提示していることについて認識していなかった等の不利益について、当教室は返答を免責されます。
2. 当教室は、当サービスに関する重要な情報を送信する場合、会員が当教室からの電子メールでの通知等の受信をすべて拒否する設定をした場合、迷惑メールフォルダ等、通常の受信フォルダ外の会員による受信においても、当教室は電子メールの送信をもって通知する責務を果たしたものとします。
3. 当教室から電子メールによって行われる会員への通知は、おけいこログに登録された電子メールアドレス(以下、「登録メールアドレス」という)宛への発信をもって完了したものとします。  
このとき、会員は1人あたり1つのメールアドレスまで登録できるものとし、複数を登録できないものとします。  
また、会員は、当教室に登録メールアドレス以外のメールアドレスや電話、その他連絡手段への連絡を要求できないものとします。  
なお、電子メールや電話の会員への宛名は、すべて登録生徒氏名とします。  
会員の保護者による当教室への電子メールや電話において、全て登録生徒氏名を伝える必要があります。
3. 会員は、登録メールアドレスに関する各種設定等を変更し、当教室からの電子メールの受信を許可しなければなりません。
4. 当教室は、会員による登録メールアドレスに不備、誤記があったこと、または会員が受信設定の変更を怠ったことに起因して当教室からの電子メールが会員の元に届かなかった場合、同不到達に対して、一切責任を負わない

ものとし、なお、会員は、同不到達に起因して生じるすべての損害等に対する責務を負うものとし、いかなる場合も当教室を免責するものとし、

5. 当教室から会員への電話連絡時、会員は、当教室の担当者を指定できないものとし、

また、当教室から会員への連絡方法を会員は、指定できないものとし、

6. 会員が担当講師や電話連絡によって伝えた要望、申請、問い合わせについて、誤伝達防止の観点から当教室は正式に受理できないものとし、また、その返答の責務を当教室は追わないものとし、

各種申請、問い合わせについては、当教室規定の申請フォーム、お問い合わせについては、問い合わせフォームや指定の電子メールのみで正式に受理されたものとし、

また、会員は、送信した履歴を保存する必要があります。

7. 当教室は、会員による連絡について、即時行う責務を負わないものとし、

例えば、入室出来ない等の急な連絡においても、即時対応できないことがあります。同様に、時間、日数経過による不利益の責を当教室は負わないものとし、しかしながら、利用料の範囲内で当教室は、振替等の対応を行います。

8. 10分を超える相談やお話については、通常の電話では、対応できません。

必要な場合、おけいこログ内オプション購入より、相談チケットをご購入ください。

## 第7条(当サービスの利用開始)

1. 会員は、当教室が別途定める推奨環境にて当サービスを利用するものとし、

2. 会員は、第11条に定めるお稽古の受講では「お稽古教室」を利用するものとし、

3. 前項に係らず、お稽古教室が不具合等により利用できない場合、振替によりお稽古を提供できるものとし、

4. 会員は、第2条1. に定める会員情報の登録後、本利用規約承諾、初回費用(月会費、年会費両方)支払いをもって当サービスを利用することができるものとし、

初回費用の一部を支払い、初回費用の一部を支払わない状態が7日間続いた場合、既に支払った額面分のサービスを提供することにより、当教室はサービス提供したものとします。

例えば、月会費のみの支払があった場合、年会費相当額を計算して、月会費の一部を充てます。これによって、通常であれば、3週分の受講が出来たものを2週分の受講とすることができます。なお、これによって、受講できるサービスの分量は当教室が決定することが出来るものとし、

また、この状態は、会員が退会するまで継続するものとし、

5. 会員は、会員情報の登録完了後、当教室が定める利用料金の初回支払いが当教室により当教室のシステム上で確認された日以降のお稽古日(以下、「利用開始日」という)から当サービスの利用を開始できるものとし、

当教室が規定する初回支払いを完了した決済日より、下記の通り受講する週が決まります。

- ・決済日前月17日～末日(第1週起算,第2週,第3週受講)自動課金基準日25日

- ・決済日1～8日(第2週起算,第3週,翌月第1週受講)自動課金基準日5日

- ・決済日9～16日(第3週起算,翌月第1週,第2週樹呼応)自動課金基準日15日

なお、当サービスの利用料と利用開始日、自動課金日は、下記の通り規定されます。

- ・初回決済日:月会費と年会費両方決済した日

- ・月会費自動課金日:毎月初回決済の日

- ・年会費自動課金日:毎年初回決済の月と日

6. 会員は、コースやプランにより、当教室利用開始後、起算週前までに固定枠を会員自身で申請する必要があります。(場合により、当教室が設定することがあります。)

固定枠申請の開始日は、基本的に5項の起算週より選びます。しかしながら、決済日から最大2ヶ月後まで決済日(それに起因する起算週)を遅らせることが可能です。

規定する起算週以降の開始日を選択した場合、当教室により、開始日の自動課金基準日に自動課金日を変更することがございます。

決済日2ヶ月後に対応する起算週以降の開始日に関しては、当教室は、振替を積算することにより対応します。

また、決済日2ヶ月後に対応する起算週以降の開始日を選択した場合、自動的に決済日2ヶ月後に対応する起算週の最終日(日曜日を除く)を開始日と設定します。

会員が固定枠(指導枠)の設定をせずに起算週を迎えた場合、あるいは、過ぎた場合、当教室は振替として対応します。逆に固定枠を設定せずに、以降、受講週毎に振替することも可能です。

おけいこログ内のメニューより「固定枠申請・変更」をした場合、当教室の承認後に指導枠の受講日が確定いたします。

なお、会員が受講週や起算週以外、固定枠の開始以前の開始日を選んだ場合、当教室が開始可能な開始日に設定し直したうえで承認します。

会員は、当教室が承認した開始日より開始する必要がありますが、変更したい場合は、会員は当教室へ連絡する必要があります。

プラン2の場合、あるいは、ご家族入会の場合、開始日の週が異なる場合、最も早い週を起算週として扱います。(同一自動課金日の場合に限り)

固定枠申請一覧に初回決済時に入力した第1から第3希望の時間帯に該当する指導枠がない場合、初回決済35日以内であれば、有償チケットなしで当教室が希望する枠を調整します。2回目、あるいは、初回決済35日以降になりましたら有償チケットが必要になります。

なお、初回決済時に入力した第1から第3希望の時間帯を変更することはできませんが、その時間帯以外の指導枠を選択しても問題ありません。

固定枠申請をしないことによる未受講の場合は、該当する受講週土曜日を起算として30日以内に振替可能ですが、それ以降は失効いたします。

当教室の時間(年月日や曜日)表記は全て日本時間(24時間表記)です。サマータイム等で日本時間との時差に変更がある場合に受講が出来ない場合、会員が固定枠変更申請をする等の対応をする必要があります。

家族同枠同時受講は、保証するものではありません。

### 第8条(無料体験お稽古)

1. 体験会員情報の登録後、無料体験会員として当教室が定める回数分の無料体験お稽古を受講することができます。

2. 体験会員は、無料体験お稽古受講中も、当利用規約を遵守することに同意したものとします。

3. 無料体験会員権は、体験お稽古終了時あるいは、前条に定める利用開始日の開始と同時に消滅するものとします。1. に定める回数に残りがあった場合でも、当教室は会員に対し返金等の補填は行わないものとします。

4. 体験授業の予約に連絡のない欠席を2回した場合、あるいは、体験授業の予約を4回キャンセルをした場合、当サービスの利用ができなくなり、正規に会員となることができないものとします。

### 第9条(お稽古科目、プラン、コース、クラス、受講枠)

お稽古は、当教室が別途定める「科目」「プラン」「クラス」「コース」を組み合わせ受講します。

1. 科目とはカリキュラムの異なる以下のものを指します。

【そろばん】主に計算力向上を目的としたそろばん道具を用いた科目です。

さらにクラスによりカリキュラムが異なります。

【よみかき】主に言葉や字・単語・文章を覚えること、綺麗に書くことを目的とした科目です。

さらにクラスによりカリキュラムが異なります。

2. プランとは月あたりの受講回数により異なります。

【プラン1】指導枠3回、特訓枠2回、検定枠1回(不合格時、再受検可)

【プラン2】指導枠6回、特訓枠4回、検定枠2回(不合格時、再受検可)

3. クラスとは、主に年齢によって分けられ、各コース定員が設定されます。

クラスにより一部あるいは全部、カリキュラムが異なります。

クラスが異なっても同一枠でお稽古をすることもあります。

基本的に幼児クラスカリキュラムの修了をもって小中クラスとなります。

小学1年生になった時点で、申請により、小中クラスへ変更することが可能です。

クラスは以下のいずれかを指します。

【幼児クラス】主に未就学児の会員を指します。

【小中クラス】主に小学生以上の会員を指しますが、未就学児の中でも習熟度の高い会員を指します。高校生も該当します。

【一般クラス】主に18歳以上の会員を指します。

4. コースとは、指導枠の定員(以降、「定員」と略。振替枠定員とは異なります。)、月会費を規定した以下のいずれかを指します。

コースで受講できる枠を指導枠と定義します。

コースで受講できる指導枠は振替受講可能です。

#### 【幼児クラス、小中クラス対象コース】

・グループ個別コース(定員4名)

月指導料:4,400円 月事務費:1,100円(1科目、週1回プラン)

・セミ個別コース(定員2名)

月指導料:8,800円 月事務費:1,100円(1科目、週1回プラン)

・完全個別コース(定員1名)

月指導料:18,700円 月事務費:1,100円(1科目、週1回プラン)

※グループ個別コース、セミ個別コースは、振替枠確保のため固定枠の他に各々振替枠定員1名分を設定します。

完全個別コースの枠に振替枠設定はありません。

※完全個別、セミ個別コースの方が振替をする場合は、その他のコース、クラス生徒を含む指導枠にて振替することになります。

※後述する5歳未満の会員はグループ個別コースを選択できません。

※4歳未満の会員は、完全個別コースのみ選択できます。

※本来規約上は違反となりますが、保護者様が参加される場合は、完全個別コースのみ違反とならずに受講可能です。保護者様が参加されるかつご家族2名の参加であればセミ個別コースの選択も可能です。

#### 【一般クラス対象コース】

・完全個別コース(定員1名)

月指導料:18,700円 月事務費:1,100円(1科目、週1回プラン)

※完全個別コースの枠に振替枠設定はありません。

※完全個別、セミ個別コースの方が振替をする場合は、その他のコース、クラス生徒を含む指導枠にて振替することになります。

※一般クラスの方が振替をする場合は、その他のコース、クラス生徒を含む指導枠にて振替することになります。

#### 【幼児クラス(5歳未満)対象コース】

・セミ個別コース(定員2名)

月指導料:8,800円 月事務費:1,100円(1科目、週1回プラン)

・完全個別コース(定員1名)

月指導料:18,700円 月事務費:1,100円(1科目、週1回プラン)

※グループ個別コース、セミ個別コースは、振替枠確保のため固定枠の他に各々振替枠定員1名分を設定します。

完全個別コースの枠に振替枠設定はありません。

※完全個別、セミ個別コースの会員が振替をする場合は、その他のコース、クラス生徒を含む指導枠にて振替することになります。

※5歳以上、担当講師が許可した場合、希望する会員はグループ個別コースへ移行可能です。その際は、起算週毎に変更可能です。

#### 【幼児クラス(4歳未満)対象コース】

・完全個別コース(定員1名)

月指導料:18,700円 月事務費:1,100円(1科目、週1回プラン)

※完全個別コースの枠に振替枠設定はありません。

※完全個別コースの会員が振替をする場合は、その他のコース、クラス生徒を含む指導枠にて振替することになります。

※4歳以上、担当講師が許可した場合、希望する会員はセミ個別コースへ移行可能です。その際は、起算週毎に変更可能です。

5. 年会費は、コースに限らずプランや科目によって決まります。年会費は、毎年初回決済日と同日に自動課金いたします。年会費サービスの有効期間は、年会費支払日を含む1年間とします。退会によって、年会費有効期間が切れているにも関わらず、月会費有効期間が残っている場合、2週間を限度として、年会費サービスの有効期間を延長します。

・教材費4,400円:1科目当たり、指導枠週1回当たり、テキスト代について、掛かります。教材は会員の進度により必要な教材を過不足なく利用できるものです。1冊当たりの利用料というわけではありませんのでご注意ください。

なお、印刷郵送手数料を支払済みの会員による該当期間内の教材追送、体裁変更については、別途印刷郵送手数料と同額の追加費用が掛かるものとします。

また、印刷郵送手数料の支払いがあった日から12か月以内かつ、手元にある教材の続きが必要になった時点で当教室は会員に郵送します。(退会後は、1回郵送した時点で郵送のサービス提供が完遂したものとみなされます) その際、会員の登録住所の申請に誤り、変更等によって、送った教材が到着しなかった場合の追送に関しても追送の手数料が掛かるものとします。

印刷教材は、全て日本国内のみ郵送できるものとします。日本国内であっても離島あるいは、日本国外への当教室による郵送はできません。

また、配送到着日時を指定することはできません。

・システム利用料4,400円: 当教室が提供する予約システムやおけいこログ等お稽古に必要なシステムに1科目当たり、指導枠週1回当たり掛かる料金です。利用の多寡に限らず掛かるものとなります。・協会費2,200円: 協会費は、週の回数、科目数に関係なく年間一律2,200円となります。主に検定会員の名簿、合格状況の管理に掛かります。

・検定料3,960円: 一般社団法人日本珠算協会が主催する1科目当たり、指導枠週1回当たりの検定料金となります。検定料支払日を起算として1科目当たり、指導枠週1回当たり、年間最大12回受検可能です。未受検に対する返金制度はありませんので、ご注意ください。また、オンライン検定に関しては、不合格であっても不合格した日から30日以内であれば、不合格した検定種類と同じ種類に限り、一度再受検可能です。その際の年間受検回数は消費せず、別途料金もかかりません。なお、不合格の定義としては、下記の通りとなります。

- ・合格点に足りなかった
- ・受検を途中で辞めてしまった(ブラウザを途中で閉じてしまった)
- ・制限時間を過ぎてしまった
- ・失格要件に当てはまった
- ・システムの不具合(システムが判定しますので、不合格認定ではなく受検回数を消費しないこともあります。システムの判定に従います)
- ・九九検定において、全ての級が不合格となってしまった場合(1級分でも進級したら合格扱い)

6. 入会時に11,000円の入会金が必要となります。

入会金は、体験授業翌日まで(日本時間)であれば、4,400円の早期割引が適用されます。

さらに、ご家族が入会している場合、5,500円の家族割引が適用されます。

7. オプション購入

おけいこログ内のオプション購入より、希望に応じて各種購入が可能です。

オプション購入の注意点や規定、金額は全て、各オプション購入品に記載された文章に準じます。

郵送品がある場合は、全て日本国内のみ郵送できるものとします。日本国内であっても離島あるいは、日本国外への当教室による郵送はできません。

## 第10条(特訓枠、検定枠)

1. 特訓枠は、検定種類や級により10~25分程度の講座となり、主に検定へ向けての時間を計った練習講座となります。当教室の定める規定カレンダー第一週、第二週のみ利用可能です。

検定枠は、検定受検ができ、当教室の定める規定カレンダー第三週、一部休校週にて利用可能です。

特訓枠、検定枠は、利用開始日より定めた起算週を起点とした三週分1か月を単位とします。

2. 特訓枠、検定枠は、当教室の指定した予約システムへの予約をもって受講可能です。

3. 特訓枠の月当たりの利用回数を未消化の場合であっても次月へ繰り越せません。振替もありません。

特訓枠の予約に対して、開始時間10分以上前に欠席・キャンセルした場合、当該月内であれば再予約可能です。

特訓枠において、おけいこログの検定練習用の解答結果がうまく送信できなかったことによる不具合があってもやり直しはございません。

しかしながら、特訓枠開始5分以内に機材のトラブルなどそのまま特訓枠受講が困難であると講師が判断した場合、別日に再予約が可能です。(この場合も次月へ繰り越しが可能ではなく当該月内に受講する必要があります。)

4. 検定枠は、検定受検回数の範囲内であれば、月の制限なく予約が可能となっております。

しかしながら、検定受検回数がない場合は、検定枠の利用ができません。

検定枠の連絡なし欠席1回につき、特訓枠や指導枠内で1回分受検する必要があります。

年会費のみ継続の検定会員は、連絡なし欠席があった場合、特訓枠や指導枠の利用ができないため、実質1回分の検定回数を消失します。

5. 特訓枠、検定枠は定員なく、曜日時間は当教室の指定した枠で受講可能です。

参加出来ない場合でも振替や返金はありません。

6. 基本的に特訓枠、検定枠に保護者様が参加することは不可ですが、会員生徒の使用が出来ない端末操作に限り参加可能となります。

ただし、端末操作に限らず、他の会員にとって受講や受検の妨げになる場合は、退室していただくことがあります。その際の振替を保証するものではありませんが、その分の利用回数を消化せず、再予約することが可能です。

#### 第11条(指導枠)

1. 指導枠は曜日や時間帯を固定した固定枠として同じ担当講師より指導を受けることができます。また、指導枠1回につき50分間(未就学児は40分間)とします。50分あるいは40分は基本的に申し出がない限り年齢により決まりますが、希望により変更可能です。

基本的に授業時間通りに行いますが、授業が出来なかった時間が1回あたり5分未満の場合、免責されます。

なお、日本国外の未就学児に関しては、日本国内と同じ4月に学年を切り上げます。

また、指導枠の時間は、挨拶、指導、練習、会員の保護者とのコミュニケーション全てを含みます。また、会員によるトイレやその他画面から映らなくなってしまった時間、集中できなかった時間も含みます。しかしながら、講師の判断により、おけいこやり直し制度の適用をすることがあります。

2. 会員が事前連絡なく指導枠の開始時刻15分の時点で入室していない場合、当教室は会員がその日の指導枠をキャンセルしたものとみなし、当該指導枠を終了することができるものとします。その際、会員による開始時刻10分以上前までに連絡のない欠席であった場合、この分の振替は出来ないものとします。また、その分の利用料金の返金もしないものとします。(待ち時間が発生した講師の費用へ一部充てられます)

3. 会員は、予約済み(あるいは固定枠)の指導枠の受講をキャンセルする場合、当教室に対して、当該指導枠開始時刻の10分前までに当サイト上でキャンセル(お休み連絡)の手続きを行わなければなりません。なお、キャンセル(お休み連絡)の手続きは、「おけいこログ」にて行われるものとします。

予約済みの指導枠(振替枠)をキャンセルした場合、固定枠欠席日自体は、キャンセルできません。

固定枠欠席自体をキャンセルして、出席する場合、別途所定の連絡方法で会員は当教室へ連絡するものとします。お休み連絡が入っている枠への受講はできません。

4. 当教室は、会員が第4条に定める禁止行為を行ったことが、お稽古中に判明した場合、即時にお稽古を中断できるものとします。また、講師の判断により、設定していた該当の固定枠を解除するものとします。なお、中断した授業は、振替できないものとします。その後、当教室の判断で会員抹消できるものとします。また、講師への指導料の補填や他の生徒へ迷惑が及んだことによる補填費用に充てるため、支払分の受講期間も受講できないものとし、その際の返金はありません。

5. 指導枠に限らず全ての受講枠において、会員が入室招待状(URLやIDやパスコード)を紛失、教材等の準備不足、入力間違いにより入室出来なかった場合、振替は出来ません。

また、その際の返金は出来かねます。

ただし、当教室が誤った入室招待状を会員に伝えた場合、振替できるものとします。しかしながら、その際の返金や振替以上の保証はできません。

6. 決済日は、初回決済日から最大2ヶ月後まで遅らせることが可能です。

その際、固定枠申請した開始日の受講週を自動課金基準日に照らして自動課金日を通知なく変更することがあります。

決済日2ヶ月後に対応する起算週以降の開始日に関しましては、振替を積算することにより対応いたします。

会員が当教室に開始日を遅らせる申請をせず、固定枠申請をせずに起算週最終日が終了した場合、以降固定枠申請をして実際に固定枠受講をするまで、振替回数として積算します。

各受講週最終日の30日後までを有効として振替できます。

振替をせずに失効してもその分の返金はありません。

7. 以下の場合、固定枠は失効(解除)することがあります。その場合、再度固定枠設定を行うか毎回振替予約を行う必要があります。ただし、未納中は、固定枠の申請ができません。

- ・3回連続欠席した場合(休会含む)
- ・連続2か月合計4回欠席した場合
- ・所定のお休み連絡のない2回連続欠席した場合
- ・退会日まで全てお休み連絡が入っている場合
- ・未納状態で固定枠の受講時間を迎えてしまった場合
- ・未納状態で当教室の通知を2回受けた状態で3日以内に通知事項の対応をしなかった場合



8. 固定枠申請した時点で変更前の固定枠は、確保から外れます。変更前の固定枠は別の会員の固定枠となる場合があります。(また、固定枠変更前に行ったお休み連絡の欠席日と固定枠解除後の日程が重複する場合、お休み連絡は、取り消しいたします。伴って振替回数も減少します。)

再度同じ固定枠に戻りたい場合は、固定枠申請一覧に載った時点で固定枠に空きがあれば、戻すことが可能です。

固定枠申請後、承認をされる前にさらに固定枠申請した場合、最も新しい申請を承認します。その前に固定枠申請した枠は破棄されます。

会員がアカウントを間違えて固定枠申請をしたとしても当教室は、会員の申請した通りのアカウントにより固定枠申請を受理するものとします。

固定枠のキャンセル待ちは、できません。固定枠申請一覧に載った時点で先着順となります。

人数や定員に関する要望は、コース変更によってのみ果たされるものとします。

また、固定枠申請は、直近一ヶ月にプラン1は3回、プラン2は6回までとします。このとき、申請を承認したかどうかではなく、申請の回数とします。(会員によって誤って申請した場合も含む)

固定枠変更は、前日にはできません。

9. コースや科目違いの申請をした場合、会員の希望した開始日に関わらず、自動課金日を基に料金変更できた受講起算週からコースや科目とともに固定枠変更するものとします。このとき、日割や起算週変更は、行えません。しかしながら、プラン追加の場合は、自動課金日を追加する変更になるため、自動課金日や受講起算週は、現在のプランと連動しません。

10. おけいこログ内の「固定枠申請・変更」一覧に希望する固定枠がない場合、有償チケットにより、当教室が講師と調整をすることにより、新設の枠を開設します。

しかしながら、調整が出来なかった場合は、既にお支払いがある場合、返金いたします。

なお、こちらは、固定枠を新設するために必要なチケットのため、ご家族2人が新設枠への変更を希望する場合、チケットは1枚で調整可能となります。

## 第12条(お稽古の予約)

1. 会員は、お稽古の受講日時および担当講師を当該お稽古の開始前日14時前(日本時間)までに予約しなければなりません。

2. 会員は、前項の予約を30日先まで行うことができるものとします。ただし、予約可能なお稽古数の上限は、会員が選択したお稽古コース、プランに基づく回数により異なります。

3. 前項の予約は、当サイト上の会員の予約状況に、当該予約が反映された時点で成立するものとします。

4. 当教室は、本条1. の予約について、やむを得ない事由により担当講師によるお稽古の実施ができない場合、別の講師によるお稽古の実施(以下「代講」という)または当該お稽古のキャンセル、あるいは、振替を行うことができるものとします。

その際、当教室は、電子メールあるいは、おけいこログトップに通知いたします。

機材トラブル等の場合、連絡が開始時刻直前あるいは、直後になってしまうこともあります。

また、講師による遅刻があり、終了時刻が遅れた場合、遅延証明書は、発行できませんので、終了時刻が遅れることにより不都合がある場合、後日同じ講師によって延長振替をしてください。この場合も別途予約による振替はできません。延長振替有効期限は、30日となります。

## 第13条(振替)

1. 指導枠のお稽古予約による振替とは別に当教室や講師の責によるお稽古の遂行がなされなかった場合、振替をします。振替方法として、別の指導枠を5分程度の延長を繰り返して消化するか、別日を設けて振替を行います。

2. 会員の自主的な欠席による振替は、該当する欠席日を起点に30日以内(支払い済み期間中であれば欠席日前の日程でも可)に可能とします。以降は振替の権利が失効します。その際の当該額の返金はありません。

3. 前項に関わらず、下記に定める場合は、当教室は会員に対してお稽古の振替をしないものとします。振替が行われなかった場合において返金が行われないものとします。

(1) 講師の通信障害であることを、当教室が確認できなかった場合

(2) 会員が、お稽古前に当教室へ連絡なく欠席、遅刻した場合

(3) 会員が、前条に定める方法で予約したお稽古のキャンセルを忘れた場合

(4) 会員が、前条に定める予約を行っていなかった場合

(5) 当教室より振替日程の提案する連絡、振替日程の希望を相談する連絡に対して、会員が返答をしていない場合

(6)その他、会員の責により、お稽古の全部又は一部を受講できなかった場合

4. 予約したお稽古が、当教室または講師により行われなかった場合、当該お稽古振替の有効期限は、当該キャンセルの日から、30日間とします。なお、固定枠に対して振替日を設定し、30日間の有効期限を延長する行為を認めないものとします。

5. お稽古振替は、当該お稽古振替を付与・購入した会員が権利を有するものとし、当教室および第三者に対して譲渡、売買、権利の移転等は、できないものとします。

6. お稽古振替は有効期限を経過した時点で、失効するものとします。また、会員抹消(退会)した場合には、該当する利用料金の支払い分のお稽古消化をもって失効するものとします。その際も、振替の有効期限は4. に準ずるものとします。

7. 指導枠をお休みしたことに対する振替に関して、在籍コースの固定枠定員は保証されません。

また、同様にクラスの保証もありません。

8. (おけいこやり直し制度)指導枠において、受講中に会員の体調が悪くなった、機材のトラブル等、終了時間まで受講が難しくなった場合、該当する受講枠の講師の裁量で開始時刻15分以内に「おけいこやり直し制度」適用を判断するものとします。(開始時刻15分を過ぎた場合、基本的には早退扱いとなり、同じ講師によって時間消化を行うものとします。この場合、別途予約による振替ではなく、あくまで同じ講師の枠で残り時間の消化となります。)

おけいこやり直し制度を適用された場合、振替1回分出来るものとします。振替や再予約による参加日の期限は、おけいこが出来なかった該当日より30日後までとします。なお、おけいこやり直し制度による指導枠振替のコース別定員保証はございません。

受講枠の講師と接する時間がなく受講予定の枠に参加できなかった場合、当教室に電子メールで連絡することにより、当教室の裁量で「おけいこやり直し制度」の適用をするものとします。講師あるいは、当教室の裁量によって「おけいこやり直し制度」の適用ができないこともあります。

なお、「おけいこやり直し制度」は、2ヶ月で3回まで、年間6回までとします。

9. 早退は、当日受講中に伝えることにより可能となっております。事前の連絡は必要ありません。

・早退したときと同じ先生で消化する場合、同じ先生の枠で延長して足りない時間の消化をいたします。・早退は、別途予約による振替ではなく、あくまで同じ講師の枠で残り時間の消化となります。

・早退したときと異なる先生で足りない時間を消化できません。

・早退した日から30日経過した場合、失効します。

・開始時刻15分を過ぎた場合、おけいこやり直し制度の適用はなく、受講続行が困難な場合、基本的には早退扱いとなります。

10. 振替回数は、おけいこログ内より行ったお休み連絡回数かつ有効期限内の回数と同等となります。お休み連絡の回数は、連絡を行った際の自動送信メールかつ有効期限内の回数と同等となります。

11. 会員本人に起因するお休みの振替に関する予約は、予約システム(おけいこ予約)によってのみ行うものとします。なお、以下のケースにより、振替予約が無効となります。

【振替予約が無効になるケース】※自動的に無効となります。

①おけいこログ内「固定枠お休み・遅刻連絡」から固定枠のお休み連絡がない場合の予約

②10分以上前に連絡のない欠席に対する予約

③休校週を元にしたお休みに対する予約

④振替予約をキャンセルした日を元にした予約(あくまで固定枠の振替ができます)

⑤お休み連絡をした場合、お休み取消連絡をせずに出席した場合の予約

⑥同じ日をお休み元にした予約(予約した日の古い方を無効にします)

12. 予めお休み連絡をした後に講師よりその日がお休みとなり、振替日が設定された場合、該当するお休み連絡はキャンセルとなります。

また、講師よりお休みとなった枠へのお休み連絡は、無効となります。

#### 第14条(利用料金の支払方法)

1. 会員は、当教室に対して、当サービスの利用料金をクレジットカードにて支払わなければなりません。

その際、チャージ式クレジットカードやデビットカードは登録できません。また、名義と保護者名が一致している必要があります。

2021年以前の入会生徒で既にゆうちょ銀行口座振替手続きをした方は、ゆうちょ銀行口座振替による支払いを認めます。なお、ゆうちょ銀行口座振替により利用料金の支払いを行う場合のみ、別途定める「口座振替利用規約」に準ずるものとします。

2. クレジットカードでの支払いは、所定の退会手続きを行わない限り、毎月の月会費と毎年の年会費を該当利用料金にて自動で更新されるものとします。

第2回目以降の利用料金は、利用月、利用週より前の日に当たる初回決済日と同じ日付に毎月あるいは毎年自動的に決済(自動課金日と呼称)されるものとします。

ただし、初回受講日を変更した場合、下記の通り毎月あるいは毎年の自動課金日を変更します。

(1) 初回受講第一週: 自動課金日 25日(受講直前の日付け)

(2) 初回受講第二週: 自動課金日 5日(受講直前の日付け)

(3) 初回受講第三週: 自動課金日 15日(受講直前の日付け)

なお、初回受講週のことを起算週と呼称します。

1回の月会費のお支払い分は、起算週から三週分の受講に該当します。

3. 年会費は主に教材費、システム利用料、協会費、検定料より構成されます。

コースやプラン、クラスによっては指導料や事務費も含まれます。

年会費は、起算月、起算週より12か月分の利用料となりますが、途中で退会した場合、欠席した場合、科目やプラン変更した場合においても返金はありません。

また、誤って異なった手続き、購入をされた場合も返金はありませんのでご注意ください。

月会費は、主に指導料や事務費により構成されます。

コース、プラン、クラスによっては、教材費、システム利用料、協会費、検定料も含まれます。

なお、月会費においても利用期間(自動課金日に対応する受講週3週分)の途中で退会した場合、欠席した場合、返金はありません。しかしながら月会費や年会費の範囲内におけるサービスの享受は出来るものとします。

4. 会員の科目・プラン・コース等の変更について、変更により、月会費、年会費、受講週が増える場合、変更前の月会費、年会費、受講週は、維持した上で追加します。

変更により、月会費、年会費、受講週が減る場合、既にお支払いいただいた料金の返金はありません。

どちらも日割、月割により金額調整は行いません。

既にお支払いした月会費、年会費双方自動課金日の次の自動課金日から金額訂正いたします。

5. 当教室の事務上のミス等により、返金額が発生した場合、会員が決済手続きしたクレジットカードへ返金手続きを行います。当教室はそれ以外の返金方法には応じないものとします。

6. 会員の12か月以上前の費用、在籍状況等のお問合せに関しまして、当教室は情報管理の観点から対応出来ないものとします。

7. 会員の支払いは、当教室が一括して引き受けるものとし、以下の料金は、それぞれ該当者へ支払います。

- ・指導料: 該当サービス提供講師
- ・事務費: 該当事務提供事業者
- ・検定料: 一般社団法人日本珠算協会(一部年会費のみ継続者の検定監督料として講師へ)
- ・協会費: 一般社団法人日本珠算協会
- ・教材費: 株式会社Link Leaf Learning
- ・システム利用料: 株式会社Link Leaf Learning
- ・入会金: 体験授業時の講師、入会説明者

8. 当教室は会員がクレジットカード決済手続きの際に入力した項目を会員情報として取り扱うものとします。

9. 利用料金はすべて日本国内法に則った表示、税額を含んでいます。

日本国外より本サービスを利用する場合、表示金額と同様の決済を行います。税金等の取扱いは自国内の法令に則り必要があれば会員自身が所定機関へ申請してください。

10. 月会費決済を行い初回受講日前々日までに年会費決済が確認できない場合、初回受講日前日に入会申請したデータを基に月会費自動課金番号へ年会費の追加決済をいたします。

あるいは、年会費決済を行い初回受講日前々日までに月会費決済が確認できない場合、初回受講日前日に入会申請したデータを基に年会費自動課金番号へ月会費の追加決済をいたします。その際は、毎月の月会費も年会費自動課金番号へ決済いたします。

また、年会費決済時に既にお手続き済みの月会費あるいは年会費自動課金番号へ月会費と年会費の合算決済をいたします。

追加決済あるいは、合算決済した場合、事務手数料1,100円加算させていただきます。

11. 月会費の自動課金が失敗した場合、受講日までに1週間ごとに3回を限度として再度自動課金しますが、成功しない場合、未納状態で該当する指導枠の受講日を迎えた場合、受講を停止いたします。

年会費のサービス期間が残っている場合は、その分のサービス提供をいたしますが、年会費の利用期間に変更はありません。

予定していた受講日以降に月会費の課金が行われた場合、自動課金日のサイクルに変更が起りませんので、既に過ぎてしまった受講日についてはその回数に応じて振替対応いたします。

あるいは、月単位経過後の課金が確認された場合、1ヶ月単位以上の部分はサービス提供なしに、1ヶ月未満の経過した受講日の回数に応じて振替対応します。

なお、この場合、お支払いいただいている年会費の自動課金サイクルとサービス利用期間に変更はありません。年会費の自動課金が失敗した場合、受講日までに1週間ごとに3回を限度として再度自動課金しますが、さらに成功しない場合、成功している月会費の自動課金日に該当する受講週前々日までに月会費自動課金番号へ年会費の課金を行います。

その際、事務手数料1,100円加算させていただきます。

月会費は、出席していなくても自動課金が止まることはありません。年会費は、おけいこログにログインしていても自動課金が止まることはありません。あくまで、退会申請フォームにより、自動課金は停止されます。

12. 当教室は、領収書の発行サービスを行わないものとします。会員は、支払い記録が必要な場合、クレジットカード利用履歴を用いることとします。

また、決済時の電子メールが会員に届かなかった場合も当教室はその責を負わないものとします。

#### 第15条(当サービスの有効期間)

1. 当サービスの利用可能期間について、受講起算週は、下記の通り決済日によって決まります。

・初回決済日: 月会費と年会費両方決済した日

・月会費自動課金日: 毎月初回決済の日

・年会費自動課金日: 毎年初回決済の月と日

・受講起算週: 初回決済日より決まった受講起算週から1ヶ月サイクル

※決済日前月17日～末日(第1週起算,第2週,第3週)自動課金基準日25日

※決済日1～8日(第2週起算,第3週,翌月第1週)自動課金基準日5日

※決済日9～16日(第3週起算,翌月第1週,第2週)自動課金基準日15日

月会費自動課金日(あるいは初回決済日)を起算とした該当する受講週を利用可能とします。

利用月、利用週に関しては当教室年間予定表により規定します。

ただし、初回受講日が初回決済日より遅れる場合、支払日は自動課金基準日を基に調整します。

2. 利用可能期間中、当教室がサービス提供が可能であることを前提に、会員がサービス享受を拒否した場合において、返金はありません。

3. 利用可能期間は、利用料金を支払うことにより享受することができます。なお、同支払方法は、第14条に定める手段にて行われるものとします。

4. 振替は利用期間中のものであれば、有効期限、規定は第13条に準ずるものとします。

#### 第16条(休会)

1. 6ヶ月を上限として休会が可能です。

休会は当教室が用意する申請フォームにて申請します。

休会による月会費と年会費の停止はありませんが、休会した分の指導枠を振替対応します。

振替期限は通常、欠席日から30日後ですが、休会申請により、休会からの再開日を起算として、休会期間と同じ受講週分を期限として延長されます。

指導枠に附随して特訓枠も同様に期限の延長がされます。

検定枠については、受検回数に附随するものですので、休会の期間延長とは、連動いたしません。

休会申請時に再開予定日を決定いたします。

再開日が変更となる場合、再申請する必要があります。

2. 休会中であっても年会費の有効期間中は教材利用、システム利用は可能です。

休会申請により、月会費や年会費の支払いスケジュールに変更はありません。

3. 休会時の固定枠は3週分を限度として確保されます。

3週分を越える休会時の固定枠確保は、保証されません。

おけいこログトップの表示に従って、再開時に固定枠を再設定する必要がある場合がございます。

再開時、講師、曜日、時間は必ずしも保証されるものではありません。

再設定は、固定枠申請フォームより、会員自身が行う必要があります。

会員が再開時に固定枠申請しないことにより、あるいは、決まっている指導枠に出席しない場合の責を当教室は負いません。

また、休会時の固定枠は、振替枠として、他の会員により埋まることがございます。

休会予定を変更した際に他の会員の振替予約が入っている場合、固定枠を利用できないことがございます。

4. 休会申請の内容に沿って当教室は事務処理を行います。

会員が間違えて申請した際、当教室はその責を負いません。

会員が修正申請した場合は、事務処理前であれば当教室は最新の申請した内容に沿って事務処理をします。

5. 休会の申請期限は第17条の退会の申請期限と同様とします。

また、修正、延長の申請も同様とします。

6. 休会中に退会日を迎えた場合、休会初週分の振替期限は、退会日から30日以内となります。

以降休会した週に応じて1週間毎に期限が延びます。

休会中に退会日を迎える場合、処理内容は、休会申請が取り消され、退会申請が優先されます。

#### 第17条(退会)

1. 会員は、当サイト上の「退会申請フォーム」から会員権削除手続きを行えるものとします。

その際、当教室の用意する予約システムからの退会は本項で定める退会とは認めないものとします。

また、退会申請後に当教室から会員へ確認メールを送信しますが、月会費停止の退会日詳細については、退会申請受理後に指導枠最終受講日として、おけいこログトップに表示します。別途連絡は行いません。

なお、年会費継続を予定していない場合、おけいこログトップの受検可能数期限が年会費サービスの有効期限となります。(オプション購入の有効期限を除く)

2. 会員の会員情報のうち、検定種類、検定級、学習進度、年齢、在籍期間は、会員からの特段の申し出がない限り、在籍中含め退会手続き完了後も会員個人を特定できない形に加工したうえで、当サービスの品質向上等のために、利用する場合があります。

3. 会員は、退会手続きが完了した場合、会員資格を喪失した時点をもって当サービスの一切の権利を失うものとし、当教室に対していかなる請求を行うことができないものとします。

ただし、年会費利用期間に残り期間がある場合、年会費利用期間満了まで教材利用、動画利用、検定受検、検定練習、検定枠予約、検定枠での受検が出来るものとします。

4. 会員は、自身の行為等に起因して当教室または第三者に損害が生じた場合、会員資格を喪失した後であっても、すべての法的責任を負うものとし、いかなる場合も当教室を免責するものとします。また、その際に会員が有していた受講権利は失効するものとします。

5. 退会申請受理日25日経過後の希望する自動課金日の支払いが止まります。なお、退会申請受理日25日以内に自動課金日がある場合、予定していた自動課金額を満額先払いすることにより、他に未納額がない場合、即日退会できるものとします。その際、希望があれば、月会費、年会費の有効期限内に該当するサービスを楽しむことができます。

6. 退会申請時、支払が確定している未納金がある場合、退会申請は受理出来ません。

あるいは、一旦退会申請を受理した場合であっても、最終自動課金日に支払が確認できなかった場合、退会申請不受理の状態に戻ります。

未納金のお支払いを確認した日を退会受理日として、前項に定める25日経過後の自動課金日より支払いが止まります。

7. 継続課金がない場合、年会費有効期限をもって、生徒氏名、生徒番号、検定合格歴、検定練習歴等全ての個人情報や学習歴が抹消されます。その際、再度入会した場合においても、情報の復元はできません。

#### 第18条(登録情報の取り扱い)

1. 当教室は、会員の会員情報を当サービスの提供の目的にのみ使用するものとします。

2. 当教室は、会員の会員情報を会員の事前の承諾なく第三者に開示しないものとします。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。

(1) 法令等に基づき開示を求められた場合

(2) 公的機関より開示を求められた場合

(3) 当サービスの提供を目的とし、当サービスの一部を第三者に委託(再委託を含む)する場合

3. 当教室は、会員の会員情報のうち、「個人情報」に該当する情報について、プライバシーポリシーに則り取り扱うものとします。

#### 第19条(当サービスの変更・中断・終了)

当教室は、事前に当サイト上での掲示または会員への電子メールの送信により通知をすることで当サービスを変更、中断または終了できるものとします。また、アプリケーションの障害、国内外の政治情勢・自然災害等、提供するサーバー等の障害またはその他やむを得ない事由により当サービスの提供が困難な場合、予告なしに当サービスを中断することができるものとします。

#### 第20条(損害賠償責任)

1. 当教室は、会員が当利用規約に違反した場合、会員に対して、同違反行為により生じた直接または間接的な損害または損失の賠償を請求できるものとします。
  2. 会員による当サービスの不備・瑕疵等に基づく当教室に対する損害賠償の限度額は、当該損害が発生した月までに会員が当教室に対して支払った利用料金の額を上限とします。
- ただし、会員により悪意がありかつ、会員以外の第三者を巻き込む損害に関してはこの限りではありません。

#### 第21条(著作権および所有権)

1. 当サービスに関する教材、商標、ロゴマーク、記載、コンテンツ等についての著作権、所有権は、当教室に帰属しますが、一部サービス、例えば、検定は、一般社団法人日本珠算協会、教材は、株式会社Link Leaf Learningに帰属します。会員は、当教室の事前の明示の承諾なく同商標等を使用すること、雑誌、SNS等サイト上へ転載すること、改変すること、複製すること等の当サービス利用の個人利用目的を超えた行為を行ってはなりません。
2. 当教室、一般社団法人日本珠算協会、株式会社Link Leaf Learningは、会員が前項に違反した場合、会員に対して、著作権法、商標法等に基づく各処置(警告、告訴、損害賠償請求、差止請求、名誉回復措置等請求)を行うことができるものとします。

#### 第22条(コンテンツ)

1. ダウンロード含む提供教材は、当教室や株式会社Link Leaf Learningに著作権が帰属し、著作権法によって権利が守られています。  
それらの教材を当教室や株式会社Link Leaf Learningの許諾無く無断で使用・複製・改変・公開及び頒布することを一切禁止します。  
教材費を支払い済みの会員は私的利用の範囲で使用可能です。  
ダウンロード教材について、会員は教材費の範囲を超える教材のダウンロードは出来ないものとします。  
なお、ダウンロードは、おけいこログを通じてのみ行われるものであり、別途電子メール等で送信は、行えません。  
また、パスワード設定を外す等おけいこログ上にアップロードしたのから改変したものを提供することはできません。
2. 検定練習を含む検定は、当教室や一般社団法人日本珠算協会に著作権が帰属し、著作権法によって権利が守られています。  
それらの検定を当教室や一般社団法人日本珠算協会の許諾無く無断で使用・複製・改変・公開及び頒布することを一切禁止します。  
協会費、検定料を支払い済みの会員は、その受検回数の範囲内で使用可能です。  
支払済みの受検回数を超える利用をした場合、対応する年会費や月会費を基に請求します。
3. 珠算検定の受検状況によってダウンロード可能な教材が変化します。

##### ①入会時・検定未受検

入会クラス(幼児クラス・小中学クラス・一般クラス・経験者の方は該当する級)の最初の教材がダウンロード可能です。

##### ②検定受検後

検定の進みによって、下記の範囲内で教材ダウンロードが可能となります。

・練習用(仮級受検)合格級の次級の教材まで  
(例:10級合格の場合は9級までダウンロード可能)

・本番検定合格級の前後2級以内が上限

※暗算含めてすべての教材は、珠算検定の合格状況によって表示が変わります。

#### 第23条(カリキュラム)

1. 当教室は、教材を基に指導を進めます。これは、体験時にもダウンロード可能な状態で様々な難易度の教材を提示いたします。逆に教材以外の指導、教え方は行わないものとして了承ください。

2. 丸付けは、基本的に生徒ご自身で主に巻末にある答えを基に行います。講師が判断により、生徒へ答えを伝える、あるいは、生徒に答えを言わせることにより成否を伝えるといった形の丸付けを行うこともあります。丸付けの仕方について、生徒あるいは、その保護者がやり方を提示することはできません。
3. 完全個別コースを除く、グループ個別コースやセミ個別コースの指導枠内において、生徒の保護者やその他の方は、音声を出して授業の進行を妨げてはいけません。講師はあくまで生徒へ答えさせることを意図して質問をいたします。ただし、機材等受講するにあたっての環境整備については、この限りではありません。また、特訓枠や検定枠についても生徒の保護者やその他の方の音声が入るような行為はできません。
4. 当教室のそろばん科目において、暗算検定の学習は、該当する珠算検定の級を修得済みの場合、行うものとします。例えば、暗算検定8級学習は、珠算検定8級合格後に行います。
5. 教材や動画、検定練習、検定本番はおけいこログを通じて、提供します。おけいこログを通じたサービスにおいて、紙媒体での提供はいたしません。しかしながら、一部おけいこログ内オプション購入より、教材の紙媒体への印刷版を日本国内限定で郵送するサービスを提供します。
6. 入会当初の開始教材は、会員や保護者の要望を聞きながら最終的には、当教室が指定します。指定した開始教材とは別教材で行いたい場合は、コース変更が起こることがあります。例えば、未就学児が小中クラスカリキュラムから開始したい場合は、セミ個別コース(あるいは完全個別コース)へ変更(あるいは、当初より開始)するものとします。

#### 第24条(免責事項)

会員は、下記の各条項に定める事項に起因または関連して生じた一切の損害について、当教室がいかなる賠償責任も負わないことに予め同意します。

- (1) 当サービスの利用に際し、以下のような事由により、満足な利用ができなかった場合(以下の状況を含みますが、これらに限定されません)
- (2) 急激な会員数の増加、または第19条に定める事由により、提供お稽古数が不足したことに起因する場合
- (3) 会員が希望する特定の講師のお稽古が予約できなかった場合
- (4) 会員が希望する特定の時間帯に当サービスが予約または利用できなかった場合
- (5) 第19条に定める事由によりお稽古を中止せざるを得なかった場合
- (6) 停電等の不可抗力によりお稽古を中止せざるを得なかった場合
- (7) 会員のメッセージやデータへの不正アクセスや不正な改変、その他第三者による行為に起因する場合
- (8) 当サービスの学習効果や有効性、正確性、真実性等
- (9) 当サービスに関連して当教室が紹介・推奨する他機関のサービスや教材、検定等の効果や有効性ならびに安全性や正確性等
- (10) 当教室や当教室の提携先機関やサードパーティが提供するサービスやプログラムの不具合、トラブル等により当サービスが利用できなかった場合
- (11) 会員がお稽古または検定を通じて、自己責任で受信した、または、開いたファイル等が原因となりウィルス感染などの損害が発生した場合
- (12) 会員の過失によるIDやパスワード等の紛失または使用不能により当サービスが利用できなかった場合
- (13) 会員の使用する設備の不具合等により当サービスにアクセスが出来なかった場合
- (14) 当サイトで提供するすべての情報、リンク先等の完全性、正確性、最新性、安全性等
- (15) 当サイトから、または当サイトへリンクしている当教室以外の第三者が運営するウェブサイトの内容やその利用等
- (16) 当サイトで掲示したキャンペーンが予告なく中断・終了した場合
- (17) 同一枠内の会員以外の会員に起因する不満による場合
- (18) 本利用規約に本サービス内容を網羅していることから、会員による連絡に対する返答を当教室が遅れた場合

#### 第25条(当サービスの日時表示、伝達言語)

1. 当サービスにおいて、利用開始日、利用月の開始日、各種料金支払の期日、各種申請等の締切日等の日時は、全て日本時間(24時間表記)(GMT+9:00)によるものとします。会員による時差による、あるいは、サマータイムにより、時間間違えについて、当教室は免責されるものとします。
  2. 当サービスにおいて、表記される言語、会話言語は、全て日本語とします。その他の言語による伝達や会話は、出来ないものとします。
- また、会員あるいは、体験会員による日本語以外の言語によって伝達した事項は全て無効となります。

さらに日本語以外の言語によって体験会員あるいは、会員になることが出来ないものとします。

#### 第26条(当利用規約の変更)

当教室は以下の場合に、当教室の裁量により、利用規約を変更することができます。

当教室は利用規約の変更後初めての利用料金を支払ったときが効力発生日となり、利用規約の変更に同意したものとみなします。

利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容を当教室の用意するウェブサイト等の掲示により通知します。

#### 第27条(準拠法および専属的合意管轄裁判所)

当利用規約は、日本国法に準拠して解釈されるものとします。また、当教室および会員は、当サービスまたは当利用規約に起因もしくは関連して当教室と会員の間で生じた紛争の解決について、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とすることに予め合意するものとします。

付則 当利用規約は2021年3月25日より実施いたします。

2021年5月15日更新 利用起算日の追加、補足

2021年9月25日更新 サービス内容変更に伴う記載の整合と文章表現の変更、補足

2021年10月10日更新 休会、コース定員に対する振替枠の確保と振替時のコース、クラス適用規則について追加、補足

2021年10月15日更新 コンテンツについての条項を追加、一般クラス専用コースの追加、年会費や月会費の定義を追加

2022年1月4日更新 第9条5歳未満のコース選択可能範囲、保護者参加についてのコース選択可能範囲の追加、第10条の一部を修正

2022年6月25日更新 利用料金の支払方法詳細追記、固定枠について追記等

2022年9月18日更新 完全個別コース料金の変更、休会制度の変更

2023年4月12日更新 各条項、実際の事務処理に則った規約変更、利用料納入先や権利関係の明示追加、その他細則追加

2023年11月6日更新 主に各条項具体例の明記や補足を追加

株式会社Japan Club Unity

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目12番4号

050-5491-6061

info@online-yomikakisoroban.com